

自動販売機設置事業者募集要項

秋田県大館能代空港管理事務所では、県有施設に自動販売機を設置する事業者を公募し、自動販売機設置場所の貸付相手を条件付き一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定された暴力団及び暴力団員でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定された暴力団と密接な関係を有しないこと。

※ 暴力団と密接な関係を有するとは、次のいずれかに該当することをいう。

ア 暴力団員が役員になっている又は実質的に関与している。

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している。

ウ 次に掲げる行為をしている。（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした場合に限る。）

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

- (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を全て誠実に履行した実績を2件以上有していること。
- (6) 秋田県税を滞納していないこと。

3 入札に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

(2) 貸付場所及び面積

| 所在地 | 貸付箇所 | 台数 | 位置図 | 貸付面積 |
|------|------|----|---------------|--------------------------------|
| 別紙一覽 | のとおり | | 別紙位置図 のとおり | m ² 別紙一覽の とおり |

※ 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分、転倒防止器具等を含みます。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（自動更新なし）

4 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月6日（金）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出場所

北秋田市脇神字カラムシ岱21-144（大館能代空港ターミナルビル3階）
大館能代空港管理事務所 総務チーム

(3) 提出書類（提出部数各1部）

| 提出書類 | | 法人 | 個人 |
|------|---|----|----|
| ① | 入札参加申込書 | ○ | ○ |
| ② | 住民票及び身分証明書（市町村発行のもの） | | ○ |
| ③ | 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） | ○ | |
| ④ | 誓約書（設置実績を確認できる書類添付） | ○ | ○ |
| ⑤ | 役員等名簿 | ○ | |
| ⑥ | 秋田県税の滞納の無い旨の証明書 | ○ | ○ |
| ⑦ | 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有すること、 個人にあっては秋田県内で事業を営んでいることが確認できる 書類 | ○ | ○ |
| ⑧ | 設置する自動販売機のカタログ | ○ | ○ |

※ ②、③、⑥については、発行後3ヶ月以内の原本又は写しとします。

※ ⑦の書類例：会社の組織図やパンフレット等。なお、履歴事項全部証明書に記載されている場合、⑦は提出の必要はありません。

(4) 提出方法

提出期間内に、必要な書類を提出場所に直接持参か郵送（提出期間必着）により提出することとし、電話、ファックス、インターネット等による受付は行いません。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年2月26日(木)から3月3日(火)までの日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出方法

質問書(秋田県所定様式)を持参してください。

(3) 質問者への回答

質問者に対し電子メール等で個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和8年3月5日(木)までに秋田県公式ウェブサイトに掲載します。

6 入札参加資格の確認等

上記4(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年3月17日(火)までに、申請者へ結果をFAX等により連絡します。

また、当該結果の連絡後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月19日(木) 物件番号1、2 午前11時30分

(2) 場所

北秋田市脇神字カラムシ岱21-144
大館能代空港ターミナルビル2階 会議室

8 契約

落札者決定後、速やかに落札した者と県有財産賃貸借契約を締結します。

なお、契約は設置区画毎に契約書を作成することとします。

9 問い合わせ先

〒018-3454

北秋田市脇神字カラムシ岱21-144

大館能代空港管理事務所 総務チーム

TEL: 0186-63-1001

FAX: 0186-63-1009

E-mail: Oodatenoshirokuukoujimusho@pref.akita.lg.jp